

ID: 230

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町小規模集合排水処理施設整備事業分担金徴収条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第149号		
【根拠条文】			
(分担金の減免)			
第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。			
(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している施設に係る受益者			
(2) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			
(3) 前2号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる受益者			
【基準】			
根拠条文及び八頭町小規模集合排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則第3条の規定による。			
(分担金の減免)			
第3条 条例第8条第3号に該当する者に係る分担金の賦課徴収は、次に定めるところによる。			
(1) 地域改善対策を必要とする地区住民			
(2) 災害、事故等により特に困窮している者			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日